



福岡県医第457号(地)
平成22年 5月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成21年度分）について

標記の件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）が改正され、当分の間猶予であった産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況報告が平成20年4月1日から義務付けられたところです。

つきましては、平成21年度の1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関して報告書を作成の上、6月30日までに都道府県知事等（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市内にある医療機関については各市長）にご提出いただきますよう貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 「福岡県庁ホームページ産業廃棄物処理実績報告について」（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c03/manifest.html>）に詳細が掲載されておりますので、ご参照ください。
- 2) 例年、福岡県環境部長より本会宛に「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の処理実績の報告について」の通知が送られてまいりましたが、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出については、本会宛に通知は発出ししないとのことでありましたので、申し添えます。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 山下拓郎
会 長 蒲池 壽

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を医師会で取りまとめますので、6月28日（月）までに当医師会事務局へご提出下さい。報告書は貴医療機関契約の運搬業者等より届くかと思いますが、上記県庁ホームページに掲載されておりますのでご利用下さい。当医師会事務局にも置いております。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住 所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)